

## 共同事業の実施項目の確認

健保組合は会社(事業主)や健康保険組合連合会(以下、「健保連」という)と共同で事業を実施しています。当健保組合が実施している他の事業者との共同事業は次の通りですので、個人情報保護法の定めに基づき、その内容を公表します。

### 1. 被保険者の健康診査(以下、「健診」という)事業(特定健診・生活習慣病健診・人間ドック含む)と保健指導(特定保健指導含む)

|                     |   |
|---------------------|---|
| ① 共同事業の相手先          | 適用事業所の各事業主  |
| ② 共同事業で個人データを利用する趣旨 | 被保険者の健康の保持・増進のための健診、保健指導、健康相談等  |
| ③ 共同して利用する個人データの項目  | 被保険者の社員番号、所属、健康保険証記号・番号、氏名、性別、生年月日、年齢、住所、電話番号および健診結果のデータ                            |
| ④ 個人データを扱う人の範囲      | (共同事業の相手)各事業主の産業医、保健師、看護師、健診担当者<br>(保健指導委託先)医師、保健師、看護師、担当者<br>(当健保組合)健診担当者、事務長、常務理事 |
| ⑤ 扱う人の利用目的          | 健診の事務処理、保健指導及び健康相談ならびに健診結果の分析   |
| ⑥ データの管理責任者         | (共同事業の相手)各事業主(事業所)の総務担当課長あるいは保健師<br>(当健保組合)常務理事                                     |

### 2. 高額医療給付に関する交付金交付事業

|                    |   |
|--------------------|---|
| ①共同事業の相手先          | 健保連   |
| ②共同事業で個人データを利用する趣旨 | 健康保険法附則第2条に基づく事業で、健保組合にとって高額な医療費が発生した場合に、その費用の一部が健保連から交付されるものである。                             |
| ③共同して利用する個人データの項目  | レセプトのコピーと当該レセプト患者氏名、性別、本人家族別、入院外来別、診療年月、請求金額などを記載した申請書類を健保連に提出する。外傷性の傷病については傷病原因届を添付。         |
| ④個人データを扱う人の範囲      | (共同事業の相手)健保連・高額医療グループ職員、健保連の委託業者(公益財団法人 日本生産性本部・情報システム事業部及び協力会社)<br>(当健保組合)高額交付事業担当者、事務長、常務理事 |

|              |   |
|--------------|---|
| ⑤ 取り扱う人の利用目的 | 当健保組合はこの申請を行い交付を受けるために利用する。<br>健保連は当健保組合からの申請が間違いないかをチェックし、<br>適正な交付を行うために利用する。また、特に高額なレセプトに<br>ついては、個人情報を除いた上で、金額・主病名などについて公<br>表することにより、医療費の高額化傾向を訴えていく材料とする。 |
| ⑥ データの管理責任者  | (共同事業の相手)健保連・高額医療グループマネージャー<br>(当健保組合)常務理事  |